令和7年3月31日 告示第19号

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民文化の向上及び振興に資するため、文化事業の実施に係る 文化施設の利用に要する経費について、予算の範囲内において銚子市文化施設利用 助成金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定 めるところによる。
  - (1) 文化事業 文化施設を利用し、かつ、市民の文化意識の高揚を図る事業をい う。ただし、次に掲げる事業を除く。
    - ア 専ら営利を目的として行われる事業
    - イ 特定の政党の利害に関する事業又は公私の選挙に関し特定の候補者を支持す る事業
    - ウ 特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援する事業
    - エ 寄附を目的として行われる事業
    - オ 学校及び保育施設の行事として行われる事業(部活動の練習及び発表会を除く。)
    - カーカルチャースクール、教授所その他の民間事業者が行う発表会等の事業
    - キ その他市長が助成金の交付を不適当と認める事業
  - (2) 文化施設 本市に隣接する市町に所在する公立の文化施設をいう。

(助成の対象となる団体)

第3条 助成の対象となる団体は、文化事業を行おうとする団体であって、次の各号 に掲げる要件を満たす団体(官公署を除く。)とする。

- (1) 本市に活動の拠点があること。
- (2) 構成員が10人以上であること。
- (3) 構成員のうち、本市に住所を有する者並びに市内に存する事業所及び学校に 勤務し、又は在学する者の総数が2分の1以上であること。
- (4) 他の補助金、助成金等の交付を受けていないこと。

(助成の対象となる経費)

第4条 助成の対象となる経費は、当該文化事業を行うため施設を利用した日(設営、リハーサル及び撤去のため当該文化施設を利用した日を含む。)の文化施設の使用料(会場使用料、付帯設備使用料その他これらに類する使用料に限る。以下同じ。)とする。

(助成金)

- 第5条 助成金の額は、自己負担額(文化施設の使用料から入場料(来場者から徴収したものに限る。)その他当該文化事業の開催に係る収入を控除した額をいう。)に3分の1を乗じた額とし、客席数が501席以上のホールを使用する場合にあっては7万円、客席数が500席以下のホールを使用する場合にあっては3万円を限度とする。
- 2 助成金の交付は、当該年度内において1団体当たり1回を限度とする。
- 3 第1項の規定により算出した額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付申請等)

第6条 助成金の交付を受けようとする団体の代表者(以下「申請者」という。) は、文化事業が完了した日から起算して30日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに銚子市文化施設利用助成金交付申請書兼実績報告書(別記様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、当該団体が第2号に掲げる書類を作成していない場合は、この限りでない。

- (1) 助成の対象となる団体の構成員名簿
- (2) プログラム、ちらし、ポスターその他の文化事業を実施したことがわかる書類
- (3) 文化事業に係る事業収支報告書
- (4) 文化施設の使用料に係る領収書
- (5) その他市長が必要と認める書類
- 2 前項の書類の提出をもって、助成金に係る実績報告があったものとみなす。 (交付決定等)
- 第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、これを審査して助成金の交付の可否を決定し、銚子市文化施設利用助成金交付決定(却下)通知書(別記様式第2号)により申請者に通知するものとする。
- 2 前項の決定をもって、助成金の額の確定があったものとみなす。 (交付請求)
- 第8条 申請者は、前条の規定による通知を受けて助成金の交付を受けようとすると きは、銚子市文化施設利用助成金交付請求書(別記様式第3号)を市長に提出しな ければならない。

(交付決定の取消し等)

- 第9条 市長は、第7条第1項の規定により助成金の交付の決定(以下「交付決定」という。)を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の 交付決定を取り消し、又は交付決定の内容を変更することができる。
  - (1) この要綱の規定に違反したとき。
  - (2) 偽りその他不正な手段により助成金の交付決定又は交付を受けたとき。
- 2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消し、又は交付決定の内容を変更した場合において、既に交付した助成金があるときは、当該助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。